

宮 崎 市 監 査 委 員	山 田 義 郎	
宮 崎 市 監 査 委 員	神 戸 洋 一	
宮 崎 市 監 査 委 員	福 井 太 次	
宮 崎 市 監 査 委 員	日 高 貞 次	

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

宮崎市の出捐及び財政的援助に係る公益財団法人みやざき観光コンベンション協会の平成26年度及び平成27年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（観光商工部観光戦略課、スポーツランド推進室）の同団体に係る事務の執行

2 監査の場所

監査室、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会の事務所、市観光商工部観光戦略課及びスポーツランド推進室

3 監査の実施期間

平成29年2月1日から平成29年3月24日まで

4 監査の方法

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会及び市所管課（観光商工部観光戦略課及びスポーツランド推進室）に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出捐及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) 公益財団法人みやざき観光コンベンション協会

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

- ①平成26年度のコンベンション開催補助金に係る事務処理について、補助事業者から提出されたコンベンション開催実績報告書に添付された決算書において補助金の額が誤って記載されているにもかかわらず、誤りに気づくことなく交付確定を行っているものがあった。また、補助事業者から提出されたコンベンション開催実績報告書に内容の整合しない2通の決算書が添付されているにもかかわらず、補正させずに交付確定

を行っているものがあつた。決算書は、補助金がその目的に則って適切に使用されたことを確認するためのものであり、審査(決裁権者による決裁)の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。

- (2) 市所管課(観光商工部観光戦略課及びスポーツランド推進室)
適正かつ効率的に執行されていると認めた。